

上・下水道展

～きれいな水の循環～

「大切な水 上手に使おう 貴重な財産」「荒尾の海や川 守る主役は 下水道」

私たちは自然のなかで循環している水を利用しています。上水道はきれいなおいしい水を家庭に送り、下水道は家庭や工場で汚れた水をきれいにして海に帰しています。これからもきれいな水と自然を守るには市民のみなさんの協力が必要です。そこでみなさんにもっと上水道と下水道の役割を知っていただき、関心を高めていただくために上・下水道展を行います。

●日時 8月29日(土) 午前10時～午後4時

●場所 あらおシティモール(であいの広場)

〔内容〕

○パネル展示 上・下水道事業の概要、節水の方法など

○各種器具の展示 水洗便器の展示

○実験コーナー 水の力・働きを学ぶ

○子どもコーナー ヨーヨーつり

○水処理コーナー 水処理施設縮小版による水処理実演

○有効利用コーナー 汚泥肥料、花の苗無料配布

○試飲コーナー 水道水とミネラルウォーターの試飲

○相談コーナー 上・下水道全般に関する相談

昨年の風景



〔問〕水道局 ☎ 64-3333 下水道課 ☎ 64-2700

県有明海区漁業調整委員会委員選挙人名簿への登載申請をお忘れなく!

平成21年9月1日現在で、漁業に携わっている皆さん(漁業者、漁業従事者)の申請に基づき「県有明海区漁業調整委員会委員選挙人名簿」を作成します。選挙権がある人は次のとおり申請してください。

●申請方法 平成20年度に名簿登載されている世帯には、8月中旬頃に選挙管理委員会から登録の内容が書いてある申請書を送付します。現在も漁業に携わっている人は内容を確認した後、関係行政協力員宅に提出してください。

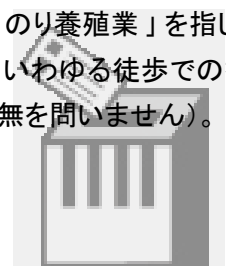
※今年度新しく漁業を行い、申請する人は、申請書を関係行政協力員宅または市選挙管理委員会事務局に用意していますのでお受け取りください。

●申請期間 9月1日(火)～4日(金)

●提出先 行政協力員を経由して市選挙管理委員会へ

●選挙権がある人 平成元年12月6日までに生まれ、市内に住所または事業所を有し、1年に90日以上漁業に携わっている人です。この場合、漁業というのは「漁船を使用する漁業」または「のり養殖業」を指し、営利の目的をもって反復的・継続的に行われることを要します。漁船を使用しないで、いわゆる徒歩での採貝や趣味でされる漁業の人は選挙権はありません(のり養殖業の人は、漁船使用の有無を問いません)。また、犯罪者で資格のない人は除きます。

〔問〕市選挙管理委員会事務局 ☎ 63-1254



地上デジタル放送を見るための 簡易なチューナー給付などの支援が行われます

総務省では、経済的な理由などで地上デジタル放送が見られない世帯に対して、簡易なチューナーを無償給付するなどの支援を行います。

世帯全員が市町村民税非課税の世帯

○社会福祉事業施設入所者
社会福祉事業施設に入所して自らテレビを持ち込んでいる世帯

【支援の対象】

まだ地上デジタルテレビを見ておらず、地上アナログテレビ放送を見ている世帯で、「NHKと放送受信契約があり、放送受信料が全額免除になっている世帯」が対象です。

【支援の時期】

支援開始は平成21年秋以降を予定しています。具体的な申込み先、受付開始時期は、準備が整いしだい改めてお知らせします。

具体的には、次の世帯が対象となります。

○公的扶助受給世帯

生活保護受給世帯、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律による被援護者、永住帰国した中国人残留邦人などの世帯

○市町村民税非課税の障がい者世帯

身体、知的、精神のいずれかの障がい者を世帯構成員とし、

支援の申し込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。なるべく早めに契約手続などをお願いします。

※支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナなどの費用の精算はできません。

「問」総務省地上デジコールセンター

☎0570・07・0101

計量器の定期検査を受けましょう！

取引や証明に使用する各種のはかりは、法律により2年に1回検査を受けるよう義務づけられています。県指定の(社)熊本県計量協会による平成21年度の定期検査が次のとおり行われますので、計量器をお持ちの人は受検されますようお願いいたします。

●日時・場所

検査日	検査校区	受付時間	検査場所
8月17日(月)	二小・三小・旧四小	午前10時～午後3時 (正午から午後1時までを除く)	浄水センター
8月18日(火)	八幡小・桜山小・府本小		小袋工芸館
8月19日(水)	一小・清里小・有明小・平井小 ・緑ヶ丘小・中央小・府本小		文化センター (北側駐車場)

●必要なもの 計量器、手数料(1台あたり500円～2,200円)

●その他 民間の計量士による検査を1年以内に受けた場合、検査の必要はありません。また、定められた区域外でも受けられます。

●検査対象となる計量器の例

- ・商店などで、精肉、鮮魚、青果、惣菜などの売買に使用するはかり
- ・学校、病院、保育園などで使用している体重測定用のはかり
- ・農業、漁業などの生産者が生産物などの売買に使用するはかり

※キッチンスケール、ベビースケール、ヘルスマーターは家庭用計量器であり、取引や証明には使用できません。

【問】商工観光課 ☎63-1421 県計量協会 ☎096-367-7816 県産業技術センター計量検定部 ☎096-369-2151

